

令和 7 年 9 月 24 日

総合政策局地域交通課

遠紋地域にて重複区間を運行するバス事業者の共同経営がスタートします ～各区域での運行の一元化による最適なサービスの提供～

国土交通省は、本年 8 月 20 日付で申請のあった「遠紋地域乗合バス事業共同経営計画」に基づく共同経営について、令和 7 年 9 月 19 日に独占禁止法特例法に基づく認可を行いました。

- 国土交通省は、令和 7 年 8 月 20 日付で北海道北見バス株式会社および北紋バス株式会社から申請のあった「遠紋地域乗合バス事業共同経営計画」に基づく共同経営について、令和 7 年 9 月 19 日に独占禁止法特例法（※）に基づく認可を行いました。
- 本共同経営の内容は、北海道遠軽町から湧別町及び紋別市方面（遠紋地域）において、事業者が重複して運行している区間を含む運行事業者の一元化により、収支改善を図ることとされています。
これにより、地域に必要なサービス水準を確保しつつ、持続可能な地域公共交通となることが期待されます。
- 実施期間は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までになります。
- 国土交通省においては、引き続き、独占禁止法特例法及び関連制度の周知・円滑な運用に努めてまいります。

<計画本体資料はこちらをご覧ください>

URL : https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000153.html

※地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和 2 年法律第 32 号）

<お問い合わせ先>

総合政策局地域交通課 西山、齊藤、敷本

TEL : 03-5253-8111（内線 54-808、54-819） 03-5253-8987（直通）



遠紋地域乗合バス事業共同経営計画

■ 北海道北見バスと北紋バスが、遠紋地域の重複して運行する区間において、運行事業者の一元化や事業者が連携した乗継サービスの提供を実施。

取組の内容

- 重複路線における運行事業者の一元化
重複区間の事業者間の競争を解消し、各社の運行区域を以下のとおり分担
 - ・ 遠軽町～湧別町間：北見バスが運行
 - ・ 湧別町～紋別市間：北紋バスが運行
- 乗継ぎサービスの構築
 - ・ 湧別町の交通結節化に伴う接続ダイヤの調整
 - ・ 2社間での通し運賃、共通定期券、バスロケシステムの共同運用の実施

取組の主体

北海道北見バス株式会社（北見バス）
北紋バス株式会社（北紋バス）

取組の期間

令和7年10月1日 ～ 令和10年9月30日まで

取組の目標

- ・ 交通事業者間の連携により、運行の効率、地域の需要に最適なサービスの提供を実現する。
- ・ 地域旅客サービスの利便性を維持しつつ、収益性の改善を図り、持続可能な地域公共交通の確保につなげる。

対象区域

